

平成 27 年度

第 1 回

指定管理団体監査報告書

対 象 団 体

特定非営利活動法人 ワークスコープ

所 管 部 課

子ども家庭部子ども育成課

福 生 市 監 査 委 員

指定管理団体監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

施設名称： 田園児童館及び田園学童クラブ
武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ
熊川児童館及び熊川学童クラブ

指定管理者の名称： 特定非営利活動法人 ワークーズコープ

所管部 課： 子ども家庭部子ども育成課

3 監査の範囲

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に執行された、学童クラブ事業指定管理委託、児童館等施設指定管理委託に関する事業について

4 監査の期間

平成27年4月13日から平成27年5月20日まで

5 調査項目

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし次の項目について調査、検証を行った。

所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか

第2 指定管理の概要

1 目的

児童館及び学童クラブの施設管理及び運営について、実施事業の多様化、保護者からの要望への迅速かつ的確な対応を図るため、民間事業者の活力を導入し、児童館及び学童クラブとしての能力、市民サービスの向上を図り、さらに行政コストの削減を図ることにより当該施設の適正かつ効率的な運営を行う。

2 事業の名称

学童クラブ事業指定管理委託及び児童館等施設指定管理委託

(1) 施設名

- ① 田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ
福生市南田園3丁目6番地1
- ② 武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ
福生市武蔵野台1丁目12番地2
- ③ 熊川児童館及び熊川学童クラブ
福生市熊川1143番地1 都営熊川アパート23号棟1階

3 団体の名称・代表者

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 藤田 徹

4 指定期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）

5 指定管理料

| | | | |
|--------|--------------|------------------|-----------------|
| 平成24年度 | 128,546,569円 | (児童館 94,885,187円 | 学童 33,661,382円) |
| 平成25年度 | 129,649,569円 | (児童館 95,988,187円 | 学童 33,661,382円) |
| 平成26年度 | 130,388,464円 | (児童館 96,327,714円 | 学童 34,060,750円) |
| 平成27年度 | 130,388,464円 | (児童館 96,327,714円 | 学童 34,060,750円) |
| 平成28年度 | 132,787,284円 | (児童館 98,373,660円 | 学童 34,413,624円) |

(※平成24年度～26年度は実績、27年度は契約額、28年度は収支計画による金額)

第3 監査の結果

児童館及び学童クラブの指定管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープ及び所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、日曜・祝日の開館、開館時間の延長、地域住民との交流事業の推進により、市民サービスの向上とコストの削減が図られ、指定管理制度導入の効果が認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

【指摘事項】

(1) 事業報告について

基本協定書第 25 条の「事業報告書」について、指定管理者は月例報告については、当該月終了後 15 日までに、事業の実施状況、施設の点検、修繕等の維持管理業務に関する報告書を市に提出し、承認を得なければならないと定めている。しかし、施設の点検、修繕等の維持管理業務に関しては、月に 1 回行われている市との連絡調整会議で口頭による報告のみで書面での報告がされていなかった。

所管部課は、施設の維持管理業務に関する報告を口頭で受けるだけでなく、書面による報告を求め、維持管理が適正に行われているか確認されたい。

【意見・要望等】

(1) 備品の管理について

基本協定書第 22 条で定める市から貸与されている備品の管理については、年に 1 回備品台帳と貸与備品との照合を行い適正に管理されていた。また、協定書第 23 条で定める指定管理者が独自に購入した備品についても、別に備品台帳を作成し適正に管理されていた。しかし、市からの貸与備品と指定管理者が購入した備品が一体となって管理されているため、指定管理者が購入した備品については、視覚的に判断ができるようシール等を貼り適正に管理されたい。

(2) 施設管理（保守業務）の第三者による実施について

基本協定書第 14 条では、指定管理者は管理業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市に承諾を求めるものと定めているが、市への承諾手続きが行われず、契約後に報告されていた。また、施設の清掃等、設備の保守業務委託の事業者の選定方法、契約金額の妥当性について検証されていなかった。

所管部課は、事前承諾の手続きを徹底するとともに、委託事業者の選定方法、契約金額の妥当性について検証されたい。

(3) モニタリング（アンケート）について

基本協定書第 26 条第 6 項では、「指定管理者は、利用ニーズを的確に把握し、サービスの向上に努めるため、年 1 回、利用者の満足度調査等を実施し、市に対しその結果を速やかに報告しなければならない。」と定めている。指定管理者は平成 26 年 2 月にアンケート調査を行い結果を報告しているが、各児童館とも有効回答数が 30 件余りでカバー率が低い状況となっている。また、モニタリングの評価項目について標準様式を用いているが、児童館の特徴、性格に合った評価項目の追加が必要であるとする。

指定管理者、所管部課は、アンケート方法、評価項目等の検討を行い、実効性のあるモニタリングを実施されたい。また、市民サービス向上の観点から P D C A サイクルとなるよう評価、改善に努め、問題点や課題に対し積極的な意見・提案を出されたい。

(4) 児童館の利用人数について

【児童館利用者数の推移】 (単位：人)

| | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田園児童館 | 28,992 | 27,627 | 27,551 | 25,642 | 23,786 | 23,177 |
| 武蔵野台児童館 | 40,090 | 36,108 | 33,323 | 29,625 | 26,787 | 27,668 |
| 熊川児童館 | 28,133 | 25,942 | 23,750 | 25,815 | 26,099 | 26,332 |
| 合 計 | 97,215 | 89,677 | 84,624 | 81,082 | 76,672 | 77,177 |

(参 考)

【児童数の推移】 (単位：人)

| | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0 歳～18 歳 | 9,696 | 9,470 | 9,224 | 8,905 | 8,979 | 8,690 |

【ふっさっ子広場参加児童数の推移】 (単位：人)

| | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ふっさっ子広場 | 22,840 | 36,321 | 41,453 | 37,632 | 44,007 | 42,436 |

※開設 平成 19 年 10 月 第六小学校、平成 20 年 6 月 第三・第五・第七小学校
平成 21 年 6 月 第一・第二・第四小学校

児童館の利用者数は減少傾向にある。平成 25 年度の利用者の合計数を 20 年度と比較

すると約2万人、21%減少している。利用者の減少は、児童人口の減少、ふっさっ子広場事業の開設の影響があるものと考えられるが、今後は、一人でも多くの市民に利用してもらえるよう、利用者ニーズを反映したサービスの提供を行うよう指導されたい。